

「ネットで広がるマルチ商法」

【質問】 マッチングアプリで知り合った女性から、「この講座を人に紹介する

と8万円の紹介料が入る」と誘われました。「始めるには50万円が必要。

借金してもすぐ返せる」と言われました。契約しても大丈夫でしょうか。

【回答】 マッチングアプリやSNSなどで広がるマルチ商法のトラブルです。

マルチ商法は連鎖販売取引として書面交付義務や20日間のクーリングオフがあります。しかし、多くの場合、相手のIDしかわからなかったり、相手が認めなかったりして、返金されません。中には、「断る隙を与えず、指示通りスマホを操作したら、借金して相手に送金していた」という相談もあります。相手の言葉を鵜呑みにせず、借金を勧められたら、きっぱり断りましょう。

(2025.5 広報まえばし掲載)